

一般社団法人中国地区信用金庫協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人中国地区信用金庫協会（以下「この協会」）と称する。

(事務所)

第 2 条 この協会は、主たる事務所を広島市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この協会は、中国地区（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）に在る信用金庫の健全な発展を図り、もって公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 信用金庫制度及び業務並びに金融経済等に関する調査研究
- (2) 信用金庫の発展及び信用金庫業務の改善に関する研究
- (3) 信用金庫及び関係官庁その他関係機関に対する建議、答申及び連絡
- (4) 信用金庫役職員に対する教育研修及び信用金庫が行う教育、人事管理に関する調査研究
- (5) 信用金庫に関する広報
- (6) 会員相互の連絡及び提携
- (7) その他この協会の目的を達成するために必要と認められる事業

2. 全項各号は、中国地区（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 この協会の会員は、中国地区に主たる事務所を有する信用金庫であって、第 6 条の規定により入会した者とする。

2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得等)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、入会申込書に次の事項を記載し、その代表理事がこれに記名押印のうえ、会長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び設立年月日
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表理事全員の役名、氏名

2. 会長は、前項の入会申込書の提出を受けたときは、その入会の諾否について理事会に諮らなければならない。
3. 前項により、理事会において入会の申込を承諾したときは、会長はその旨を会員となろうとする者及び会員に対し通知するものとする。
4. 会員のこの協会に対する権利及び義務は、前項の通知を発したときから発生するものとする。

(変更事項の届け出)

第7条 会員は、第6条第1項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、この協会に、2週間以内に書面により届け出なければならない。

(加入金)

第8条 この協会の会員となった者は、加入金を納付しなければならない。

2. 加入金は、総会の決議により定める。
3. 会員は、既納の加入金の返還を請求することはできない。

(会費の負担)

第9条 会員は、この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎事業年度、会費（経費分担金）を納入しなければならない。

2. 会費の分担基準は、総会において別に定める。
3. 会員は、既納の会費の返還を請求することはできない。
4. この協会が会員から臨時に会費を徴収する場合は、総会の決議による。

(会員の任意退会)

第10条 会員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の各号の一に該当するに至った場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 書面による退会の申し出
- (2) 第 5 条に記載した資格の喪失
- (3) 解散
- (4) 除名
- (5) 総会員の同意

(除 名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議を経てこれを除名することができる。

- (1) この協会の定款に違反したとき。
 - (2) この協会の信用を失わせるような行為、または法令に違反しもしくは不当の行為があったとき。
2. 前項の決議を行う場合には、当該会員に総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。
3. 第 1 項により除名が決議されたときは、会員及び除名された会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格の喪失に伴う権利・義務)

第 13 条 会員が会員の資格を失ったときは、この協会に対するすべての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 14 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第 15 条 総会は、毎年 3 月及び毎年 6 月に通常総会を開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。このうち毎年 6 月に開催する通常総会を法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第 16 条 総会は、法令に別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長に事故あるとき（欠けた場合を含む。以下同じ。）第23条第3項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長が招集する。
3. 総会を招集をしようとするときは、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに会員に対してその通知を発しなければならない。
4. 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、総会の招集を請求することができる。

（総会の議長）

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長に事故あるときは、第23条第3項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、理事会の決議により理事のうちから選定された者を議長とする。

（総会の議決権）

第18条 各会員の総会における議決権は1個とする。

2. 会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

（総会の決議）

第19条 総会は、次の各号に定める事項のほか法令またはこの定款に定める事項について決議する。

- (1) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (2) 会費の分担基準及び加入金に関する事項
 - (3) 第41条第1項第3号及び第4号に定める書類の承認
 - (4) 理事及び監事の選任
 - (5) 理事及び監事の報酬等の支払基準
 - (6) 顧問および相談役の推戴
 - (7) 定款の変更
 - (8) 理事及び監事の解任
 - (9) 会員の除名
 - (10) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
2. 総会の決議は、法令及びこの定款に別の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
 3. 前項の規定にかかわらず、第1項第7号から第9号及びその他法令の定める事項（この定款で別の定めがある事項は除く。）については、総会員の半数以上であって、

総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、この協会の主たる事務所に備え置かなければならない。

2. 前項の議事録には、議長及び出席会員のなかから議長が指名した議事録署名人2名がこれに署名または記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上11名以内

(2) 監事 3名以内

2. この協会に会長1名、副会長2名を置き、専務理事もしくは常務理事1名、常勤理事1名を置くことができる。
3. 前項の会長、副会長を法人法上の代表理事とする。
4. 第2項の専務理事もしくは常務理事、常勤理事を業務執行理事とする。
5. 監事は、この協会の理事または使用人を兼ねることはできない。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、会員の代表理事または学識経験のある者のうちから総会の決議により選任する。

2. 会長、副会長、専務理事もしくは常務理事及び常勤理事は、理事会の決議により理事のうちから選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、会務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会であらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
4. 専務理事もしくは常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この協会の事務を掌理する。
5. 常勤理事は、会長、副会長及び専務理事もしくは常務理事を補佐し、この協会の事務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、法令で定めるところにより、職務を行う。

2. 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
3. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任（任期満了後、第22条第1項の定めに基づき改めて選任することをいう。）は妨げない。

2. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前項の規定にかかわらず、その前任者の残任期間とする。
3. 理事または監事は、第21条第1項で定める員数が欠けた場合には、辞任または任期満了により退任した後も、新たに選任された理事または監事が就任するまでは、その権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議において解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事には、総会の決議において定める総額の範囲内で、別に定める支払基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 この協会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の職務)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事もしくは常務理事及び常勤理事の選定及び解職
- (4) 前各号に定める事項のほか法令またはこの定款に定める事項

(理事会の招集)

第30条 理事会は、法令に別の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2. 会長に事故あるときは、第23条第3項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長が招集する。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長に事故あるときは、第23条第3項により理事会であらかじめ定めた順序に基づき副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、理事会の決議により理事のうちから選定された者を議長とする。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

- 第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。
2. 前項の理事会の決議の省略は、災害、その他緊急に決議を要する場合に限るものとする。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印するものとする。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、法令の定める署名または記名押印に代わる措置をとるものとする。

(理事会規程)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第7章 委員会等

(委員会等)

第36条 この協会は、第4条に規定する事業を遂行するため、委員会及び委員会の下に専門部会を設置することができる。

2. 委員会は、会長の諮問機関として、会員の意見の把握・集約を図るとともに、この協会の効果的な運営について協議することを目的とする。
3. 委員会の設置、委員の員数及び選出方法その他運営に関し必要な事項は理事会において定め、委員の委嘱は、会長がこれを行う。
4. 専門部会は、専門的な事項について調査・研究を行うことを目的とする。
5. 専門部会委員の委嘱は、委員長がこれを行う。

(顧問および相談役)

第37条 この協会に、顧問および相談役を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、総会の決議をもってこれを推戴する。
3. 顧問および相談役は、会長の諮問に答え、会長に対してこの協会の運営について意見を述べることができる。
4. 顧問および相談役の任期は、2年とする。

第8章 事務局

(事務局)

第38条 この協会の事務を処理するため事務局を設置し、職員若干名を置く。

2. この協会の職員の任免は会長が行い、事務局の機構等については、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第39条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 41 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類は、定時社員総会に提出し、前項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、前項第 3 号及び第 4 号の書類については、承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第 42 条 この協会は、剰余金の分配を行うことができない。

2. この協会の各事業年度において生じた剰余金は、翌事業年度へ繰越し、翌事業年度の収入とする。

第 10 章 解 散 等

(解 散 等)

第 43 条 この協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

2. 総会の決議により解散する場合には、総会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(残余財産の処分方法)

第 44 条 この協会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公 告

(公告の方法)

第 45 条 この協会の公告は、電子公告の方法により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 そ の 他

(備え置き帳簿及び書類)

第 46 条 主たる事務所には、法令の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 総会及び理事会の議事録
- (4) 第 4 1 条第 1 項の各号に掲げる書類
- (5) 監査報告
- (6) その他法令の定める帳簿書類

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この協会の最初の代表理事は高木一之、山本 徹、桑田真治とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 3 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。